

## 第37回焼津市建築審査会会議録

- 1 開催日時 令和7年1月17日(金) 14:00~15:00
- 2 場所 焼津市役所本庁舎 7階会議室7A
- 3 公開の可否 可
- 4 傍聴者 なし
- 5 出席者 (委員)
- 会長 清水 誠一
- 会長代理 池田 浩敬
- 委員 早川 名津子
- 委員 吉田 五百枝
- (特定行政庁)
- 小山 伸明 (都市政策部建築住宅課長)
- 村松 晋 (都市政策部建築住宅課建築指導担当主幹)
- 大石 一満 (都市政策部建築住宅課建築指導担当)
- 大塚 彩里 (同上)
- 6 会議次第 (付議案件)
- 議第1号 建築基準法第48条第5項ただし書に係る建築許可
- 議第2号 建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準に係る許可の報告
- 7 審議事項等
- 《小山課長》 挨拶
- 《清水会長》 本日の出席委員は、5名中4名で、委員の半数以上であるため、焼津市建築審査会条例第4条の規定により、会は成立している。本日の会議録の署名人は、私の他に、早川委員にお願いする。本日の案件は、焼津市長より付議されたものが2件ある。
- (付議案件)
- 議第1号 建築基準法第48条第5項ただし書に係る建築許可
- 《清水会長》 議第1号「建築基準法第48条第5項ただし書に係る建築許可」について、処分庁より説明をお願いする。
- 《特定行政庁》 議第1号「建築基準法第48条第5項ただし書に係る建築許可」について説明させていただく。

(資料にて説明)

《清水会長》 各委員の意見、質問を問う。

特にないようなので、私から1つ質問させていただく。  
全国的な事案と思われるが、焼津市においては本件で対応終了  
ということによろしいか。

《特定行政庁》 適用期間の満期を迎えるため、本取扱方針に基づくものは最後  
となる。

《清水会長》 承知した。

他に特にないようであれば、意見、質問等を打ち切る。  
議第1号について採決をとるが、異議ないか。

《各委員》 異議なし。

《清水会長》 それでは、議第1号「建築基準法第48条第5項ただし書に係る  
建築許可」について、許可に同意するものとし、市長に結果を  
報告することとする。

#### 議第2号 建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準に係る許可の報告

《清水会長》 議第2号「建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準  
に係る許可の報告」について、処分庁より説明をお願いする。

《特定行政庁》 議第2号「建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準  
に係る許可の報告」について説明させていただく。

前回の建築審査会で、令和6年1月31日までの案件について報  
告したため、今回は、令和6年2月1日以降の案件を報告する。  
許可の期間は令和6年2月1日から令和6年12月31日までと  
し、その間に包括許可基準により許可された件数は11件である。  
内訳は、包括許可基準第2条(3)ア「河川占用」が11件である。

(資料にて説明)

《清水会長》

議第2号について、報告があったとおり同意し、焼津市長に結果を報告することとする。

以上で審議を終了する。